



概 要 版

第七次 地域福祉活動計画

つながり・つなぐ助け合いで 共に生きるまち 館林

社会福祉法人館林市社会福祉協議会

計画策定の動向と背景

団塊の世代800万人全員が後期高齢者となる2025年問題では、医療・介護体制維持の困難、社会保障費の増大、後継者不足などの課題が社会に与える影響が増大であるとして、国は「地域包括ケアシステム」を構築し、様々な法整備や改革を推し進めてきました。

そして新たに、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる2040年には、高齢者人口がピークを迎える一方、労働の担い手となる現役世代が1000万人減少されるという試算が出ており、労働力不足、社会保障崩壊の危機、介護離職者の増加など様々な2040年問題が生じると予想されています。

このように地域や家庭を取り巻く環境が大きく変わる中、個人や世帯が抱える福祉課題も複雑・複合化する傾向が出てきています。誰もが安心して地域において自立した生活を送るためには、多様な主体が尊重し合い、協働できる地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

そのため、「第六次地域福祉活動計画」の基本理念である「誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざしたつながりのある福祉のまちづくり」を継承しつつ、市の地域福祉計画の基本理念である「一人ひとりのふれあいと助けあいで誰もが「福」を分けあう思いやりのあるまち」（地域共生社会）の実現に向け、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）の5か年計画である第七次地域福祉活動計画」を策定します。

地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」は社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が策定しています。誰もが住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるよう、市民と福祉関係の事業所・団体と行政が力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組むしくみ（地域福祉）を具体的な形にまとめたものです。

一方「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、地域福祉の推進を目的とする実践的な支え合い市民協議体活動・行動計画です。

地域福祉を効果的に推進するため、この二つの計画が車の両輪となり、地域の生活課題の解決に向けて連携・協力していきます。

今後の方向性と必要な取り組み

全社協・地域福祉推進委員会では、「アウトリーチの徹底」「相談支援体制の強化」「地域づくりのための活動基盤整備」の他、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を強化方針の柱とした「第2次アクションプラン」を2017年5月にとりまとめました。

深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、誰もが安心して生活できる地域に根ざした支え合いのまちづくりに取り組むため、市の地域福祉計画と併せ、これらの強化方針を基に今後の展開を描いていくことが必要となります。

基本理念

つながり・つなぐ助け合いで 共に生きるまち 館林

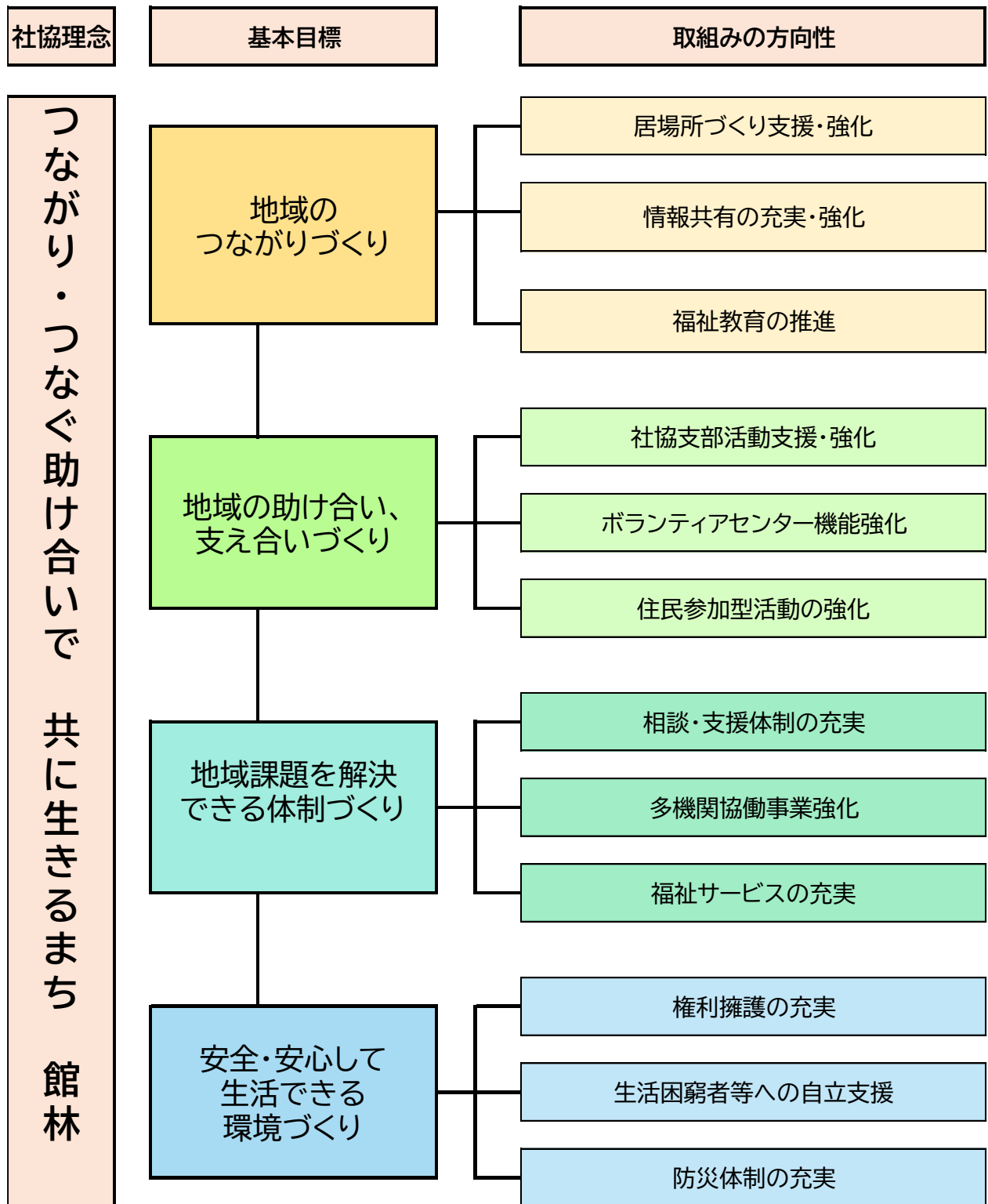
第七次地域福祉活動計画が目指す地域福祉の理念として、市の第四次地域福祉計画の基本理念である「一人ひとりのふれあいと助け合いで 誰もが「福」を分けあう 思いやりあるまち 館林」と整合を図り、地域共生社会の実現に努めてまいります。

地域福祉の目的は、地域住民の全ての人々が年齢や性別、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で誰もが自立し、安心、安全に暮らすことができる地域共生社会を実現することにあります。

そのためには、地域の誰もが福祉活動を推進することが大切で、地域住民相互のネットワークを整備し、こどもから高齢者、障がい者も含めた、誰もがつながり、暮らしをつなぎ合う形を築き、地域力を高める活動が必要です。

社協では、これらの活動の体系や体制を見直して再生するため、区長、民生委員児童委員をはじめとする地域の関係者、ボランティアや関係機関と連携してまいります。

施策の体系図



基本目標1 地域のつながりづくり

近所付き合いが希薄化し、こども会や老人クラブなどの地域活動は減少傾向にあります。福祉に関する理解を進め、福祉を自分事として捉えることができるよう、福祉に関する教育や地域活動に関する情報提供を充実させるとともに、地域活動へ参加するきっかけや交流の場をつくれます。

(1)居場所づくり支援・強化

ふれあい・いきいきサロンなどの交流の場や居場所づくりを推進し、近所付き合いの機会や趣味・生きがいを通じた交流や地域課題の把握に努めます。

(2)情報共有の充実・強化

福祉に関する情報共有を推進し、福祉活動への意識を高め、参加のきっかけづくりになるよう、誰にでも分かりやすい情報共有並びに発信に取り組めます。

(3)福祉教育の推進

小学校や中学校の総合的な学習の時間や地域内での福祉教育を推進し、次世代の担い手育成に努め、思いやりの心を育みます。

基本目標2 地域の助け合い、支え合いづくり

地域福祉活動全般における担い手の高齢化、役員等のなり手不足といった課題が生じています。支部活動の充実やボランティアセンターの機能を強化し、啓発や情報提供をはじめ、地域福祉活動を担う人材育成、参加へのきっかけづくりとなる講座や体験事業などを展開していきます。

(1)社協支部活動支援・強化

地域福祉活動、地域づくりへの関心を高めていただけるよう生活支援体制整備事業を展開し、支え合い協議体である社協支部活動を推進します。

(2) ボランティアセンター機能強化

ボランティアニーズの発掘やコーディネート機能の強化、情報発信を行いボランティアセンターの機能を強化していきます。

(3) 住民参加型活動の強化

地域での助け合いや支え合いを活発にし、地域のネットワーク活動を充実させるため、ふれあいサービスや買い物支援などの住民参加型活動を強化します。

基本目標3 地域課題を解決できる体制づくり

高齢者や障がい者、生活困窮者等からの様々な相談を受付けていますが、その相談内容は複雑・多様化しています。相談を包括的に受け止め、相談窓口としての機能を充実させるために、関係者間の円滑な連携及び支援体制の構築、積極的なアウトリーチにより個別支援や地域支援につなげていきます。

また、福祉サービスを適宜見直しながら実施し、適切な情報発信、安心して利用できるようサービスの質の向上を図ります。

(1) 相談・支援体制の充実

地域における身近な相談窓口としてふくし総合相談窓口を充実させ、必要な支援が必要な人につながる仕組みを整えます。

(2) 多機関協働事業強化

関係機関との連携や役割分担、支援の方向性を整理し、複雑・複合化する課題に対応していきます。

(3) 福祉サービスの充実

支援を必要とする人が必要なサービスを利用できるよう様々な機会をとらえ、サービスに関する情報を発信し、その利用を促進します。

基本目標4 安全・安心して生活できる環境づくり

一人暮らし高齢者や高齢者二世帯の増加が各地域の課題として挙げられる中、そうした人々が自分らしい生活を住み慣れた地域で続けられるよう、成年後見・権利擁護事業の充実、普及を図っていきます。

また、生活に困りごとや不安を抱えるかたに対しては、自立支援を促進するため、市や関係機関との更なる連携を図りながら支援をしていきます。

災害時の災害ボランティアセンター設置や福祉避難所の開設について、市や関係機関と協力連携体制を構築しながら設置・運営訓練や研修会を定期的に行い、災害ボランティアのネットワーク構築、人材育成に取り組んでいきます。

(1) 権利擁護の充実

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護事業の情報提供や相談体制を整えます。

(2) 生活困窮者等への自立支援

生活の困りごとや不安を抱え、経済的に困窮している世帯に対して、相談、支援、関係機関との連携を持って支援する体制を整えます。

(3) 防災体制の充実

災害時に備え、災害ボランティアの育成を進めるとともに、災害時における災害ボランティアセンターの設置や派遣体制を確保していきます。また、福祉避難所の開設に向けた訓練を行います。

社会福祉法人 館林市社会福祉協議会

第七次地域福祉活動計画 令和7年4月

[発行]  社会福祉法人館林市社会福祉協議会

〒374-0043 館林市苗木町 2452-1

電話 0276-75-7111 FAX 0276-75-8111

E-mail info@tate-shakyo.or.jp